

高齢者・障害者へのサービス確保に向けた  
新型コロナウイルス感染症追加対策の実施について

介護保険サービス事業者や障害福祉サービス事業者における、新型コロナウイルス感染症の感染予防・発生時対応を強化し、施設運営の継続を支援するため、以下の事業を実施する。

1 福祉施設感染予防アドバイザー事業

(1) 概要

感染予防の専門職を施設へ派遣し、各施設の感染症対策の強化に関する助言を行う。

(2) 実施対象施設

特別養護老人ホームなどの高齢者や障害者等の入所系施設

(3) その他

(2)の施設以外の事業所へ感染症対策集合研修を実施する。

2 感染予防物資購入経費補助事業

(1) 概要

区内の介護事業者等で感染予防物資（マスク、アルコール、エプロン等）を備蓄するための初期備蓄経費を補助する。

(2) 補助内容

ア 補助対象事業者

介護サービス事業者、障害福祉サービス事業者、障害児通所支援事業者

イ 補助金額

- |                         |           |
|-------------------------|-----------|
| 1) 宿泊を伴うサービス 1 事業所につき   | 150,000 円 |
| (介護 173 事業所 障害 35 事業所)  |           |
| 2) 短期入所サービス 1 事業所につき    | 50,000 円  |
| (介護 47 事業所 障害 9 事業所)    |           |
| 3) 居宅サービス等 1 事業所につき     | 100,000 円 |
| (介護 812 事業所 障害 152 事業所) |           |

3 介護保険施設等職員相互派遣事業

(1) 概要

新型コロナウイルス感染症の発生に伴い職員が不足した施設に対し、区内の施設間で職員を派遣する応援体制を構築する。

(2) 対象施設

特別養護老人ホームなどの高齢者や障害者等の入所系施設

(3) 派遣協力交付金

派遣協力をした施設に対し、派遣1名につき30万円を交付する。